

風俗営業等管理者講習日程

(令和3年度中)

日 時	会 場		地 区	受講対象営業
1 4月13日(火) 13:00~17:00	佐世保	佐世保市稲荷町2番28号 佐世保市労働福祉センター TEL 0956-32-8929	西海・川棚・早岐・佐世保・相浦	接待飲食店等営業 特定遊興飲食店営業
2 4月23日(金) 13:00~17:00	長 崎	長崎市桜町9番6号 長崎県勤労福祉会館 TEL 095-821-1456	長崎・大浦・浦上・時津	接待飲食店等営業 特定遊興飲食店営業
3 6月17日(木) 13:00~17:00	平 戸	平戸市田平町山内免270番地1 田平町民センター TEL 0950-57-0207	江迎・松浦・平戸	接待飲食店等営業 遊技場営業 特定遊興飲食店営業
4 6月30日(水) 13:00~17:00	長 崎	長崎市桜町9番6号 長崎県勤労福祉会館 TEL 095-821-1456	長崎・大浦・浦上・時津	遊技場営業
5 7月14日(水) 13:00~17:00	五 島	五島市池田町1番2号 五島市立福江文化会館 TEL 0959-72-5741	五島・新上五島	遊技場営業
6 8月 3日(火) 13:00~17:00	佐世保	佐世保市稲荷町2番28号 佐世保市労働福祉センター TEL 0956-32-8929	西海・川棚・早岐・佐世保・相浦	遊技場営業
7 8月24日(火) 13:00~17:00	長 崎	長崎市桜町9番6号 長崎県勤労福祉会館 TEL 095-821-1456	長崎・大浦・浦上・時津	遊技場営業
8 9月14日(火) 13:00~17:00	長 崎	長崎市桜町9番6号 長崎県勤労福祉会館 TEL 095-821-1456	長崎・大浦・浦上・時津	接待飲食店等営業 特定遊興飲食店営業
9 未 定 13:00~17:00	佐世保	佐世保市稲荷町2番28号 佐世保市労働福祉センター TEL 0956-32-8929	西海・川棚・早岐・佐世保・相浦	遊技場営業
10 11月17日(水) 13:00~17:00	対 馬	対馬市厳原町今屋敷661 対馬市交流センター TEL 0920-52-0363	壱岐・対馬南・対馬北	遊技場営業
11 12月 9日(木) 13:00~17:00	雲 仙	雲仙市小浜町南本町7番地13 小浜町南本町公民館 TEL 0957-74-5501	雲仙・島原・南島原	接待飲食店等営業 特定遊興飲食店営業 遊技場営業
12 未 定 13:00~17:00	佐世保	佐世保市稲荷町2番28号 佐世保市労働福祉センター TEL 0956-32-8929	県北地区及び離島地区	接待飲食店等営業 特定遊興飲食店営業 遊技場営業
13 2月16日(水) 13:00~17:00	諫 早	諫早市宇都町22番76号 長崎県立諫早技能会館 TEL 0957-22-0036	諫早・大村	接待飲食店等営業 遊技場営業 特定遊興飲食店営業
14 未 定 13:00~17:00	長 崎	長崎市桜町9番6号 長崎県勤労福祉会館 TEL 095-821-1456	県南地区及び離島地区	接待飲食店等営業 遊技場営業 特定遊興飲食店営業

○ 持参する物	① 管理者講習通知書(はがき) ② 受講料としての長崎県証紙2,600円分(事前に警察署で購入してください。) ③ 風俗営業管理者証又は特定遊興飲食店営業管理者証
○ 注意事項	① 受講申込は、講習当日、会場において行ってください。受講申込書は会場にあります。(申込者は管理者です。) ② 講習受講者は、管理者に限られますので、代理人の受講はできません。 ③ 営業者は、やむを得ない事由により当該管理者を受講させることができない時は、その理由、当該管理者の氏名、住所、営業所の名称及び所在地を講習日の10日前までに警察署にある書面(管理者講習不受講理由書)により連絡してください。 ④ 各会場の受付時間は、13:00から13:20までとなっています。